

なしにやつてくる無気味さのために、最も恐れられてきた。そのために、地震の原因について、昔からいろいろなことを考え、またいろいろなことが言われた。今から見れば迷信に過ぎないようなものさえ伝承されてきた。

明治になつて、近代地震学の成果が導入・活用されはじめ、明治中期から、地震についての科学的調査を行なうことが可能になつた。

最近、地震学では、同一地域を襲う複数の地震を分析して、個々の地震の類似性や差異を摘出し、その地域に将来起るかも知れない地震の被害特性を予測する研究が進められている。

明治以降、マグニチュード五・二以上の主な地震は、四十数回ある。

徳島県に被害をもたらした古代からの主な地震は、下記のとおりである。

古い文書によるわが町の地震記録は、表の内、嘉永七年（一八五四）・安政元年（一八五四）のものがある。（嘉永七年が改元、安政元年となる。）

「安政元年十一月四日七時より五日まで大地しなり、其後十日程ゆる也、土地は割れ、家はたおれるやら、人居所なく、徳島内町大火なり、此地震は日本国中なり、申酉方（南南西）へあたりて大いに鳴るなり」（西川田・尾上利平記録）

「嘉永七年十一月四日（大ゆり）、五日（大ゆり）、六日（小ゆり）、七日（小ゆりー以下同じ）八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日まで逍々おだやかに相成候、有難い、」

（瀬詰・上田記録）

なしにやつてくる無気味さのために、最も恐れられてきた。そのために、地震の原因について、昔からいろいろなことを考え、またいろいろなことが言われた。今から見れば迷信に過ぎないようなものさえ伝承されてきた。

明治になつて、近代地震学の成果が導入・活用されはじめ、明治中期から、地震についての科学的調査を行なうことが可能になつた。

最近、地震学では、同一地域を襲う複数の地震を分析して、個々の地震の類似性や差異を摘出し、その地域に将来起るかも知れない地震の被害特性を予測する研究が進められている。

明治以降、マグニチュード五・二以上の主な地震は、四十数回ある。

徳島県に被害をもたらした古代からの主な地震は、下記のとおりである。

| 昭和 三・三・三 | 嘉永 七・二・四 (安政元年) | 宝永 四・〇・四 | 慶長 一・六・四 (寛安元年) | 仁和 三・七・三 | 発生 日 西暦 | 震源地・ 震度 | 主な被 害地とその 状況 |
|--------------|-----------------------|------------------|-----------------------|------------------|-------------------|-----------------------|--------------------|
| 一 龜 | 一 八 五 四 | 一 八 五 七 | 一 八 五 四 | 一 八 五 三 | 正平 一 三 六 | 天武(白鳳) 三・〇・四 | 宍戸岬沖 八・四 |
| 紀伊半島沖 八・一 | 遠州灘 紀伊半島沖 八・四 | 紀伊半島沖 八・四 | 房総半島 南東沖 七・九 | 紀伊半島沖 八・四 | 寛永 九・三・六 | 伊豆(白鳳) 一 三 六 | 宍戸岬沖 八・六 |

第五章 災害

一、 地震

地震は、あらゆる自然災害のうちで、その規模の大きさと、予告

災害とは、異常な自然現象や人為的原因によって、人間の社会生活や人命に受けた被害のことである。

災害の主なものは、地震・水害・干魃・火災・飢饉などである。

重点目標

- ①防犯体制の強化充実
- ②効果的な広報の推進
- ③強力な防犯運動の展開
- ④自主防犯体制の確立
- ⑤自転車盗・万引対策の推進
- 2、地域ぐるみの非行防止活動の推進
- ①社会参加活動等の推進

この記録によれば、地震は十一月四日、五日の二日間大ゆれがあり、折から西南から地鳴りの音が聞こえ、村中残らず戸外へ飛び出しき、小屋掛けをしていた。夜間は徳島市内の大火で東の空が赤く染つていて、家も全壊・半壊あるいはおぶた（家の下のこと）が落ちた等と書いてある。「馬けがなし」ともあり、人に死傷は少なかつたのだろうか。しかし、「有難し」を繰り返し書いてあることで、どんなに恐ろしい出来事であったかが想像できる。

二、水害

川田三千石の裏を返せば水が多いということである。地名にも、瀬津・瀬詰・落久保・流などの水に関係したものが多くある。川田川・吉野川とともに暮らしわが町は、古くから、水に生き、水に悩まされたものである。

1、川田川の災害

昔、川田川はどう流れていたか。今の鉄道の南を東に流れていたものが、しだいに北を流れるようになり、湯立の北を東にまわつて鉄道北を東へ流れ、螢川となつて吉野川へ注いでいた。螢川には渡船場もあつた。文政十一年（一八二八）、今のように吉野川に直流させようとした。この時川田側に長大な堤防を築いたので、湯立はますます危険にさらされることになり、そのため住民は反対運動を起こした。この先頭に立つたのは、湯立の石川又三郎で、部落民（自治会）とともに徳島にある藩の役所へ押しかけようとしたが、取り押さえられて入牢させられた。これが有名な長土手事件である。

（1）川田川決壊状況

| | |
|--------------------|--|
| 昭和五十一年九月 (一九六七) | 台風一七号により川田川中央橋上下流西岸が一〇〇メートルにわたって激流にえぐられ、決壊状態が発生。 |
|--------------------|--|

（2）水害予防組合

本町の南沿いにある山脈、そこから流れ出る谷川の数々、それが集まって川田川となり、川田川は本町の北を流れる吉野川に入る。この山と川はそこに住むわたしたちの先祖に限りない恵みを与え、現在も与えつつある。

しかし、一方でこれらの山川は非常な災害を我々に与えた。山崩れであり、洪水であった。ここでは、洪水の被害をどのようにして食い止めたかを、水害予防組合によってみてみる。

住民は一方で水を利用して増産を図り、また一方では水の被害を最少限度に抑えようとして、その時代時代で非常な努力をしている。

水の利用は池であり、用水路の建設であった。用水路が藩の協力の下に建設されたのは、弘化元年（一八四五）ころの翁喜台用水（現川田東土地改良区）、嘉永二年（一八四九）の新用水（現川田西土地改良区）等であった。

また、水害を防ぐためには、明治二十三年（一八九〇）水害予防組合が創設された。これより先、明治二十年にはすでに「川田村字東地水防組合」があった。（東西水害証書綴）明治二十三年には水利組合条例によって水利組合と水害組合が同時に設立されたようだ。

川田東部・川田西部水害組合は正確には次のように呼ばれた。

川田東部・川田村字季邦幾部分・奥川田幾部分・町幾部分・御饌免幾部分

川田西部・川田村字井上幾部分・奥川田幾部分・町幾部分・御饌免幾部分

（略して、川田村字季邦幾部分・天王原幾部分・村雲幾部分・片岸幾部分

堤防の防御・修築に用する経費は、関係区域住民の負担と県補助金によ

川田川堤防が切れたことについては資料不十分であるが、わかつた部分については左のとおりである。

| 時代 | 事項 |
|-----------------------|--|
| 明治年中 (一七八四～一七八五) | 瓶が坪地の方は奥田井（川東北方・土井の内）西にあり、明和年中の洪水に川堤切込み、田地川成（川原）となり、崩れ口より数多の瓶出たり、いかなる瓶なりしや地名として唱え来れり。（越麓名跡誌） |
| 嘉永二年 (一八四九) | 中御前あたりが西側へ切れた。坪殿を流失したがこわれず、被中に北面して立っていた。その後復旧工事中にその付近土中から、大小の土器二枚が出、御遺宮の際に奉納した。（川田邑名跡誌） |
| 明治初年 (一八七〇～一八七一) | 今から一〇〇年くらい前、川東ネブリの下流が東側へされた。昭和三十三年ころ藤森長三談） |
| 明治十八年五月七日 (一八八五) | 中御前あたりが西側へ切れた。坪殿を流失したがこわれず、被中に北面して立っていた。その後復旧工事中にその付近土中から、大小の土器二枚が出、御遺宮の際に奉納した。（川田邑名跡誌） |
| 昭和十九年（一九三〇） | 明和初年ころ、鉄橋の上流二〇〇メートルくらいの所で東側に切れ、そのために鉄道が山川駅東小鉄橋の所で被を受け、消防組が徹夜で復旧作業をした。 |
| 昭和三十六年九月 (一九三八) | 明治十三年ころ、鐵橋の上流二〇〇メートルくらいの所で東側に切れ、そのために鉄道が山川駅東小鉄橋の所で被を受け、消防組が徹夜で復旧作業をした。 |
| 昭和五十年八月 (一九七五) | 明治三十六年九月（一九三八） |
| （略して、川田村字井上外七字水害予防組合） | （略して、川田村字井上外七字水害予防組合） |

次に組合規約の一部を示す。

川田村東・西水害予防組合規約

第一章 総則

第一条 本組合は東・西水害予防組合と称す

第二条 本組合は水害防護のための川田川筋堤防を修築保存するを以て目的とす（以下略）

第三条 本組合の区域は旧慣に依り定むること別冊の如し

第四条 組合会議員の定数は十二人（西水害は十六人）

以下略

なお、この水害組合（水利組合も同様）の管理者は村長であつて、会議の時は議長となつた。（水害予防組合法第三十三条）これは水利組合が土地改良区になるまで続いた。村長が水利・水害について大きな責任があることを示している。

このころ（明治三十二年）の年間予算書を示す。

| 東 水 害 | 西 水 害 | 備考 |
|--------------|--------------|------|
| 収入額 五二三円 | 収入額 九八一円 | 東反別 |
| 地 価 割 一八五円 | 地 価 割 三七七円 | 四六町余 |
| 反 別 割 一八五円 | 反 別 割 三七七円 | 西反別 |
| 県 补 助 一五二円 | 県 补 助 二二七円 | 六四町余 |
| 支 出 額 五二三円 | 支 出 額 九八一円 | 人夫一日 |
| 土 木 費 四二三円 | 土 木 費 八四四円 | 賃金 |
| 管 理 費 外 一〇〇円 | 管 理 費 外 一三七円 | 二十五錢 |

①川田東水害予防組合

この組合は川田川の右岸、すなわち赤間淵から下つて鉄道橋のあたりまでの堤防を守ることが任務であった。堤防が暴風雨等で損壊すると、修繕工事を施した。これを当時は「勧農」といった。

その方法は不明であるが、目論見書に「杭出縛・横籠・根杭縛・護岸根固・筋籠・石垣縛・根堀・蛇籠・詰石・打出杭縛」等の記載がある。また、水害を未然に防ぐため、堤防に竹や柳を植栽してその強化に努めた。現在もその名残りの竹藪が見られる。

②川田西水害予防組合

この組合は川田川の左岸、すなわち奥川田から下つて鉄道橋の下あたりまでの堤防及び、岩谷谷・風呂の谷・飴屋谷・時宗谷等の小谷の水害防除を行なった。修繕方法は東水害と同じで、業者に請け負わせるか、組合の直営で行なつたようである。

水害予防組合は創立の目的である河川の堤防を防御・修築してその保全に努めてきた。この目的を達するために土地等を持つことが、当初から認められていたようである。

川田東水害予防組合は、明治二十三年に川田村から、翁喜台で一町四反五畝二七歩・川東で五反三畝、計一町九反八畝二七歩の土地を譲り受けている。組合はこの土地から生じる竹を間伐したり、宅地として貸すなどして得た利益を経費に充て、組合員の負担を軽減するよう努めていた。大正十一年ころ現在で三町一反余りの山林宅地を所有し、これを一七名に貸している。また、昭和二十二年現在では、貸地を受ける者一七名・金額にして六五四円ほどを得ている。

川田西水害予防組合でも、明治三十九年に字井上の国有林二反八畝を買い受け、県からは官有林七反五畝余りを借り受けている。ま

全・保護に努めてきた。しかし、各河川が国・県の管理下に置かれている現在、もし水害組合の資産ありとすれば、その表裏團体である土地改良区が有利になるよう、各関係機関で計るべきであろう。

組合議員名簿

①川田東水害予防組合（昭和二十三年十月十五日改選・二二名）

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 住友 隆一 | 原田 源八 | 南 豊 | 工藤 薫 |
| 住本 正顕 | 工藤 正也 | 谷 嘉一 | 藤森 藤一 |
| 工藤 俊一 | 山本 義雄 | 美馬 吉平 | 原田 義一 |

②川田西水害予防組合（昭和二十三年十月十六日改選・一六名）

| | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 宮内義次郎 | 河野 藤吉 | 原田 義胤 | 林 新平 |
| 早雲角次郎 | 原田 重八 | 横田 公男 | 梅久 明宏 |
| 友川房太郎 | 藤岡 元市 | 藤田 庄平 | 横田 桂 |
| 堀北兼太郎 | 安原 安郎 | 粟飯原鉄之丞 | |

2、吉野川の災害

太古、吉野川は岩津の切戸を北流していた。これは、種穂山と岩津が地続きであったためである。しかし、北岸は土砂の堆積がしだいに多くなつて北流をはばんだため、種穂と岩津の間が徐々に浸食されて、ついに現在のように東流した。また、舟戸付近から本流と分流し、瀬津を東へ流れて北島付近で川田川と合流し、湯立から今川の鐵道と国道の間を東へ流れ、山瀬付近で螢川となり、山崎宮北へと東流して三ツ島北の長塚付近で本流と合流していた。

大正の初期まで、京石といつて岩津淵の土手に岩石が露出していた。この岩の上で雨乞踊りをしたというから、相当に大きなものであろう。水深一〇メートル余り、川幅二〇〇メートル、千古の謎を秘めたこの淵も、洪水が一度起ればわが町にも大小数知れない被害を与えたものである。山瀬の現証律院（聖天寺）にある図面では、

た、大正九年には宇馬場先で三反九畝の寄付を受けている。そして、東水害と同様に、竹林のあるこれらの土地を期限付きで個人に貸したり、宅地として貸したりして所得を上げ、組合運営に活用している。

しかし、その経費についての県の補助は三分の一程度と少額であり、組合財産からの所得を投入したうえに、関係区域住民は地価割（後に廃止）、反別割の組合費を納めていた。水害組合費以外に水利組合費も納める農民にとって、これは二重の負担となり相当苦しいものであつた。そのため、全国的規模で、国・県へ水害予防経費負担を願う旨の陳情が行なわれた。そして、これが効を奏したのか、昭和四年から川田川改修は県費負担となつた。それに伴つて、組合規約第二条は次のように改正された。

第二条 本組合は水害予防のための組合区域内の予防施設並に警備を為すを以つて目的とする

このことは順次拡充されて、他の小河川に及んだであろう。昭和二十七年から水害予防組合の記録が全く見あたらない。この年は水利組合が土地改良区と改められた年度にあたる。町内小河川がこの時までに全部県費負担で改修されるようになつた事と関連があるようと思われる。

水害予防組合法は明治四十一年に公布され、その後七回（最終昭和三十七年九月十五日）改正されている。しかし、わが山川町では水害予防組合の議員選出も昭和二十七年以来行なつておらず、その活動は停止している。ただし、東水害予防組合所有の土地維持等は川田東土地改良区が行なつてている。

水利組合と水害組合は表裏一体となつて、農産物増産と住民の安

川が南の山すそを流れている。岩戸神社には有名な瓢穴があり、吉野川が山瀬の南方を流れていったことが証明される。なかでも、山瀬の湯立・瀬詰は川田川・吉野川の合流点に位置し、はなはだしく水害に悩まされた。特に瀬詰では被害がひどく、人々は瀬詰との縁組みを嫌つた程であった。家の構造も洪水に備えて、屋根の下の垂木の一部をはずせるようにして、鎌を備えておき、いざという時には屋根上へ脱出できるようにしてあつた。水位は明治四十年（一九〇七年）瀬詰八幡神社の床上に浸水したこともある。また、大正元年（一九一二）には山瀬小学校前の吉野川改修記念碑の所で、同碑の土台表面から二・六メートル余りまで浸水したことが、石碑のかたわらの石柱に示されている。この水害を防ぐ手段としては、竹林を設げることが精一杯であったと思われる。湯立から螢橋までは竹藪づきであつたし、吉野川に沿つた町の北側はずつと竹林であった。強固な堤防を作ることは住民一同の希望するところであり、種々運動もしたようである。明治四十年の洪水の時には、郷土の政治家芳川顯正伯爵が天皇陛下の侍従とともに視察に来られた。改修工事はその年に起工し、大正十年さらに工事を拡張して、大正十五年（一九二六年）竣工した。その工費は一二〇〇万円であった。川田川が吉野川への流路を変更したことに伴い、山瀬地区は水害の憂いもなく、耕地は安全に守られ、生産も増加し、人々は安心して住むことができるようになつた。吉野川の災害について概略を次に示す。

| 年号 | 西暦 | 月 | 日 | 事項 |
|------|-------|--------|---|-----|
| 仁和二年 | 八八六年 | 八月二十日 | | 大洪水 |
| 元暦一年 | 一一八四年 | 八月一・二日 | | 大水 |

書)

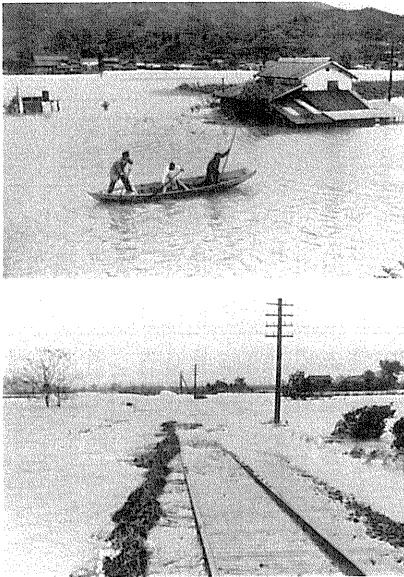
(2)嘉永二年七月の大水は「西年の大水」といわれ、前代未聞と表現された。大風雨は八日から十一日まで続き、川田の堤防が破られた。

(3)慶応二年、北島・西川舟戸間の堤防を破壊し、溺死者数一〇人に及んだ。寅の年であつたので、「寅年のあほう水」といつた。(『川田町史』)

(4)明治五年十月一日、昼ごろから降り出し、二日夜半大水となり、北島の堤防が切れた。慶応二年の大水より大きく、死人一〇〇人余り。明治七年二月から堤防普請をして、旧土手より五尺

(一・五メートル)ほど高くなつた。(尾上利平記録)

(5)明治十八年、さぎの首(山崎と学との境)が切れた。(藏本竜平)



第2 室戸台風による災害状況①⑦

| 年号 | 西暦 | 月 | 日 | 期間 | 事項 |
|------|------|------|------|---------------------|-----|
| 寛保三年 | 一七四三 | 二月三日 | 四月一日 | 五月～八月 夏～秋 夏～秋 | 大干天 |
| 嘉永六年 | 一七六八 | 八〇〇日 | 八〇〇日 | 一〇〇日 | 寅年 |
| 安政五年 | 一七八三 | 八〇〇日 | 七七日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一八五三 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 慶応三年 | 一八五四 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一八五五 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一八五七 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一八五九 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一八六〇 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一八六一 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一八六二 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一八六三 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一八六四 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一八六五 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一八六六 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一八六七 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一八六八 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一八六九 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一八七〇 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一八七一 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一八七二 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一八七三 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一八七四 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一八七五 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一八七六 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一八七七 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一八七八 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一八七九 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一八八〇 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一八八一 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一八八二 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一八八三 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一八八四 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一八八五 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一八八六 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一八八七 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一八八八 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一八八九 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一八九〇 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一八九一 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一八九二 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一八九三 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一八九四 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一八九五 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一八九六 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一八九七 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一八九八 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一八九九 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一九〇〇 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一九〇一 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一九〇二 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一九〇三 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一九〇四 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一九〇五 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一九〇六 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一九〇七 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一九〇八 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一九〇九 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一九一〇 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一九一一 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一九一二 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一九一三 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一九一四 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一九一五 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一九一六 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一九一七 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一九一八 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一九一九 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一九二〇 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一九二一 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一九二二 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一九二三 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一九二四 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一九二五 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一九二六 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一九二七 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一九二八 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一九二九 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一九三〇 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一九三一 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一九三二 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一九三三 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一九三四 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 明治四年 | 一九三五 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 嘉永四年 | 一九三六 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |
| 安政元年 | 一九三七 | 八〇〇日 | 五六日 | 八〇〇日 | |

1、古文書に見る干害記録

建設 弘化年間（一八四四～四七）

建設者 長谷川近江（藩士） 劍農方 三木熊兵衛

(3) 西用水（川田西土地改良区）

竣工 嘉永二年（一八四九）

発起人 高尾莊十郎

(4) 川俣用水（川俣土地改良区）

測量 明治二十九年（一八九六）

(5) 川田耕地整理組合（川田耕整土地改良区）

設立 大正三年（一九一四）

(6) 湯立耕地整理組合（湯立土地改良区）

竣工 明治三十二年（一八九九）

(7) 雨乞い（雨乞踊り・雨乞い唄）

発案 藤原初太郎・工藤貫一等

(8) 第四編産業・経済第一章農業参照

(9) 第八編文化第四章民俗参照

四、火 災

2、かんがい施設

(1) 露谷の池

麥原にあつたが現在なし。享和二年（一八〇二）完成。東西七八・二メートル、南北一〇九メートル、周囲三六四メートル。

(2) 翁喜台用水（現在川田東土地改良区）

(6) 明治三十年九月、節句の日であったので、後々九月の節句には朝食を早く食べた。これを「節句の早飯」と言つた。（住友龜右衛門談）

(7) 昭和三十六年九月十六日、台風十八号は室戸に上陸、徳島県東部を通つて阪神から北陸へと抜けた。この超大型台風により、吉野川・岩津の水位は最大七メートルに達し、川田川・螢川が決壊、北島方面・螢橋付近は床上・床下浸水にまわされた。写真のように家々の間を舟が行く光景や水没する線路等もみられた。

三、干 残

農業を生活の主としていた昔の人々にとって、干魃は大きな災害であったに違いない。慶応二年（一八六六）に八〇日、明治四年（一八七一）に七六日、明治二十七年（一八九四）には一三七日間も雨が降らなかつたとの記録がある。（尾上利平藏書）これらの対策として、われわれの祖先はため池・用水等に非常な努力を払つたものである。わが町に縦横に張り巡らされた用水路を流れる清い水のせせらぎには、祖先の血のにじむ苦労が含まれているのである。まず、ため池の代表として、露谷の池があつた。用水には、翁喜台用水・西用水（新用水、枕木用水ともいう）・川俣用水がある。また、川田耕地整理組合・湯立耕地整理組合もある。さらに、雨乞いといつて、信仰の力で雨を降らせてもらうことも熱心に行なわれたようである。近年になつては、科学の発達に伴い、動力ポンプで地下水を探り、田畠にかんがいして、干魃の被害は大いに減つた。

発生状況表を掲げる。

1、高越寺炎上

昭和十四年一月二十八日午後五時ごろ、高越寺で火災が発生した。川田・三山・穴吹の消防組がかけつけたが、高山で水不足のために山門・鐘楼を残して全焼した。幸にして寺宝等は持ち出すことが出来た。金山火の海となり、川田消防組は焼き出しをして延焼を防いだ。

2、山崎の大火

大正十二年三月、山崎神社付近の農家が七戸、汽車の火の粉のために焼けた。この時、破壊消防といつて焼けていない家を壊して類焼を防いだ。

3、町内火災発生状況表

| 邦暦 | 西暦 | 月日 | 発生時間 | 発生場所 |
|--------|-------|---------|--------|-----------------|
| 昭和三十一年 | 一九五六年 | 二月九日 | 後四時三十分 | |
| 三十四年 | 一九五九年 | 六月二日 | 前六時五分 | 宇中須賀五棟全焼 |
| 三十六年 | 一九六一年 | 四月一日 | 前十時 | 忌部阿波スピン |
| 六十一一年 | 一九八六年 | 一月五日 | 前一時三十分 | ドル工場(油類) |
| | | | 後八時三十分 | (南西の風) |
| | | 十二月二十八日 | | 湯立横山製材所、鉄骨大波スレー |
| | | | | ト葺平屋建 |
| | | | | 工場面積五六〇〇平方メートル |

| | | | | |
|------|-------|--------|---------|---------------------|
| 三十七年 | 一九六二年 | 二月一日 | 後九時十五分 | 前川横山木材工業(株)材工場 |
| 四十年 | 一九六五年 | 一月十一日 | 後八時四十分 | 住吉建物火災 |
| 四十三年 | 一九六八年 | 十一月十四日 | 後八時四十分 | 湯立マルハチバ |
| 四十五年 | 一九七〇年 | 七月三十日 | 後五時十五分 | 川田安原縫製工場 |
| 四十八年 | 一九七三年 | 五月二十六日 | 後五時五十三分 | 山林火災(南西の風) |
| 五十二年 | 一九七七年 | 二月十六日 | 後四時五十三分 | 木造瓦葺二階建 |
| 五十四年 | 一九七九年 | 二月九日 | 前四時三十五分 | 木造瓦葺平屋建 |
| 五十六年 | 一九八一年 | 二月六日 | 前〇時三十五分 | 住吉木造平屋建 |
| 五十七年 | 一九八二年 | 二月一日 | 前〇時四十五分 | 西麓町営住宅 |
| 五十八年 | 一九八三年 | 二月十六日 | 前八時二十三分 | 三島佐藤化学、木造瓦葺二階建 |
| | | 二月十五日 | 後二時九分 | 鉄骨大波スレー |
| | | 四月二十四日 | 後十時二分 | ト葺二階建工場・居宅(ビル製品) |
| | | | | 吉桑原正 |
| | | | | 木造瓦葺二階建、山林火災 |
| | | | | 川東尾島清一 |
| | | | | 三島佐藤化学、木造瓦葺二階建、山林火災 |
| | | | | 川東美馬歳信 |
| | | | | 三島山瀬タクシ |
| | | | | ト葺二階建工場 |
| | | | | 木造瓦葺二階建 |

| 五十九年 | 一九八四年 | 一月六日 | 後九時五十分 | 宮島建物火災 |
|------|-------|-------|--------|----------------|
| | | 四月十二日 | 後二時 | 山林火災(南東の風迎坂) |
| | | | | 西久保南明石茂 |
| | | | | 雄木造瓦葺二階建 |
| | | | | 工場面積五六〇〇平方メートル |

五、飢饉

飢饉とは、長雨・干魃・風水害・病虫害・冷害などにより、農作物が実らず、食物が欠乏して、人々が飢え苦しむことである。

古代封建社会においては、農耕技術も幼稚なうえに科学知識も乏しいので、天候の不順・病虫害の発生などはしばしば凶作を引き起こした。さらに、交通・運輸機関が十分に整備されておらず、また各藩ともに自領民の逃散・穀類の他領流出を厳禁したので、一度凶作に見舞われると、その地方では激しい食糧不足が起り、たちまち多くの餓死者を出すのが常であつた。

しかし、明治以降になると「凶作はあったが飢饉はない」と言われている。それは戸戸時代の国内の封鎖性がなくなり、全国的な流通圏が形成されたために、食糧の入手が比較的容易になつたからである。

『徳島県警察史』によると、阿波に關係のある飢饉の最も古い記録は、文武天皇元年(六九七)のもので、「阿波、淡路、讃岐等八国飢える」とある。ついで、大宝二年(七〇二)九月に、「阿波國飢え、使を遣わして存恤せしむ」と、『続日本紀』にある。その後、慶雲元年(七〇四)の長雨、慶雲三年(七〇六)の飢饉、天平五年(七三三)の干害、天平宝字六、七、八年・天平神護元年(七六一)七

六年(七六一)から慶應二年(一八六六)までの二五〇年間に、干害・虫害・長雨などによる凶作によって起きた飢饉の主なものだけでも五〇回近くある。なかでも、享保十七年(一七三二)に中国・四国地方と九州一帯に大量発生したウンカが原因の大飢饉はまことにすさまじいもので、近世三大飢饉の一つに数えられている。そして、この飢饉による極端な食糧欠乏のなかで、麦種を枕に餓死した伊予の義農・作兵衛の話は余りにも悲惨な美談である。

さて、天保の飢饉の前年に、二宮尊徳が凶作を予知して、大根・芋などのほか、ひえを作つてこれを救つたのは有名な話である。昔から名君と言われた大名は三年分の食糧を確保したとい。わが町でも昔の人は新米ができるまでそれは食べず、味のまずい古米から食べるという用心深さであった。食糧のない苦しさ、それは想像を絶する。第二次世界大戦に戦地に転戦した人や、戦災を受けた人たちは、最もよくその苦しさを知っている。米ぬかの团子や甘藷の蔓等を食べたものである。本町での飢饉の記録は見当たらない。ただ、